

福岡県公報

平成二十六年六月二十日
第三千六百四号
増刊 ①

目次

再掲

○薬事法施行細則の一部を改正する規則 (薬務課) …………… 一

正誤

○福岡県企業局会計規程の一部を改正する規程 (平成二十六年福岡県企業局管理規程第一号) 中正誤 …………… 一

○福岡県立病院使用料及び手数料徴収規則の一部を改正する規則 (平成二十六年福岡県規則第二十二号) 中正誤 …………… 二

○福岡県人事委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令 (平成二十六年四月福岡県人事委員会訓令第二号) 中正誤 …………… 二

○再掲 (平成二十六年四月一日福岡県公報第三千五百八十六号増刊①) 中正誤 …………… 二

再掲

福岡県公告式条例 (昭和二十五年福岡県条例第四十六号) 第三条において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により提示したものを、ここに再掲する。

薬事法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十六年六月十二日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第四十号

薬事法施行細則の一部を改正する規則

薬事法施行細則 (昭和三十七年福岡県規則第二十九号) の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「第三十六条の四第一項」を「第三十六条の八第一項」に改める。

第七条第一項中「店舗販売業者が」の下に「要指導医薬品若しくは」を加え、「第十条」を「第十条第一項」に改め、同条第二項中「第三十八条」を「第三十八条第二項」に、「第十条」を「第十条第一項」に改める。

様式第八号中「第一種医薬品を販売し」を「要指導医薬品若しくは第一種医薬品を販売し」に改める。

様式第十五号中「第36条の4第1項」を「第36条の8第1項」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

正誤

発行年月日	公報番号	種類	同上番号	ページ	欄	行	備考	正	誤
				27	上 下	6 後から	追加	○(予算原案等の知事への送付等)第十四条 管理者は、予算原案及び予算に関する説明書を調製のうち、資料を添えて知事へ送付するものとする。	○(予算原案等の知事への送付等)第十四条 管理者は、予算原案及び予算に関する説明書を調製のうち、資料を添えて知事へ送付するものとする。

定期発行日 毎週火金曜日

[発行] 〒 812-8577 福岡市博多区東公園 7 番 7 号 福岡県 総務部行政経営企画課 (電話 092-643-3028)
[作成] 〒 812-0041 福岡市博多区吉塚八丁目 2 番 15 号 株式会社西日本新聞印刷 (電話 092-611-4431)

26 ・ 4 ・ 11	26 ・ 4 ・ 1	26 ・ 3 ・ 31						26 ・ 3 ・ 28
3586 増刊①	3583 増刊①	号外②						3582 増刊①
再掲	人事委員 会訓令	規則						企業局管 理規程
	2	22						1
38	13	4	55	28				
○		○	○	○				
	○			○				
10	1	10	2	1 後から	7 後から	9	2 後から	
				追加	追加	追加	追加	
1 この規程は、	1。 第四条の七第一項	この規則は、	この規程は、	（取得価額） 第七十条 固定資産の取得価額は、次の各号に定めるところによる。	第六十八条 この規程において「固定資産」とは、次の各号に掲げるものをいう。	（決算報告書の提出） 第六十六条 財務担当課長は、毎事業年度の決算について、次の各号に掲げる書類を作成し、管理者の決裁を受けなければならない。	（年度決算） 第六十四条 財務担当課長は、毎事業年度終了後、速やかに振替命令票により次の各号に掲げる事項について決算整理を行わなければならない。	
1 この規則は、	2。 第四条の七第一項	この条例は、	この規則は、	第七十条 固定資産の取得価額は、次の各号に定めるところによる。	第六十八条 この規程において「固定資産」とは、次の各号に掲げるものをいう。	第六十六条 財務担当課長は、毎事業年度の決算について、次の各号に掲げる書類を作成し、管理者の決裁を受けなければならない。	第六十四条 財務担当課長は、毎事業年度終了後、速やかに振替命令票により次の各号に掲げる事項について決算整理を行わなければならない。	